

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 林 哲 也

条例第 3 3 号

(別紙)

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（端末機を使用する方法による場合の特例）

- ６ 端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、民間事業者が設置及び管理をするものをいう。別表において同じ。）を使用する方法による場合における同表第１号、第１０号、第１７号及び第１８号に掲げる手数料の額については、令和８年１１月２日から令和９年１１月１日までの間に限り、これらの規定中「１５０円」とあるのは、「１０円」とする。

別表第１号、第１０号、第１７号及び第１８号中「２００円」の次に「（端末機を使用する方法による場合にあっては、１５０円）」を加える。

附 則

この条例は、令和８年１１月２日から施行する。